

平成28年第1回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録

平成28年2月9日開会

多摩ニュータウン環境組合議会

平成28年第1回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録目次

○2月9日(火)

出席議員	1
欠席議員	1
管理者等の出席	1
事務局職員の出席	1
議事日程	1
開会・開議	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
議長報告	3
管理者報告	3
第1号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分した ことについて	4
第2号議案 平成27年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算(第2号)	5
第3号議案 平成28年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算	6
第4号議案 多摩ニュータウン環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	16
第5号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	16
第6号議案 多摩ニュータウン環境組合行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	17
第7号議案 多摩ニュータウン環境組合行政不服審査会条例の制定について	17
第8号議案 多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の制定について	18
第9号議案 多摩ニュータウン環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	19
第10号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	19
第11号議案 多摩ニュータウン環境組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	20
閉議・閉会	21

平成28年第1回多摩ニュータウン環境組合議会定例会会議録

平成28年2月9日 開会

出席議員

第1番 及川賢一君	第2番 中島正寿君
第3番 伊藤裕司君	第4番 森本せいや君
第5番 川畑一隆君	第6番 藤田学君
第7番 向井かおり君	第8番 遠藤ちひろ君
第9番 あらたに隆見君	

欠席議員（なし）

管理者等の出席

管 理 者	阿部裕行君
副 管 理 者	石森孝志君
副 管 理 者	石阪丈一君
代表監査委員	水島栄司君
会計管理者	池田みかほ君
八王子市資源循環部長	諸角恒男君
町田市環境資源部長	小島達也君
多摩市環境部長	浦野卓男君
八王子市資源循環部清掃施設整備課長	青木一浩君
町田市環境資源部資源循環課長	窪倉努君
多摩市環境部ごみ対策課長兼資源化センター長	市ノ瀬聡君
八王子市資源循環部ごみ減量対策課長	木下博文君
多摩市環境部資源循環推進担当課長	富澤浩君

事務局職員の出席

事 務 局 長	會田勝康君
施 設 課 長	諸星高夫君
総 務 課 長	芳野俊彦君

速 記 士

木暮サトミ（会議録研究所）

議事日程

第1 会期の決定

- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議長報告
- 第4 管理者報告
- 第5 第1号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
- 第6 第2号議案 平成27年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 第3号議案 平成28年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算
- 第8 第4号議案 多摩ニュータウン環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 第5号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 第6号議案 多摩ニュータウン環境組合行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 第7号議案 多摩ニュータウン環境組合行政不服審査会条例の制定について
- 第12 第8号議案 多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の制定について
- 第13 第9号議案 多摩ニュータウン環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 第10号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
- 第15 第11号議案 多摩ニュータウン環境組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

午後2時00分開会

○議長（伊藤裕司君） 本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回多摩ニュータウン環境組合議会定例会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。

◇

○議長（伊藤裕司君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日といたします。

◇

○議長（伊藤裕司君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議会会議規則第83条の規定により、議長において、

第8番 遠藤 ちひろ 議員

第9番 あらたに 隆見 議員

を指名いたします。

◇

○議長（伊藤裕司君） 日程第3、議長報告を行います。

監査委員より、平成27年10月分から12月分までの現金出納検査結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりであります。ご了承ください。

◇

○議長（伊藤裕司君） 日程第4、管理者報告がございました。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいところ、平成28年第1回定例議会にご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告事項を4件申し上げます。

1件目は、多摩清掃工場の運営状況についてです。

昨年4月から12月末までの構成市からのごみの搬入量は、可燃ごみが4万3,582tで、前年同期に比べ991t減少しています。不燃ごみは1,790tで、64tの減少、粗大ごみは1,505tで、42t増加しています。各施設はいずれも順調に稼働しております。また、八王子市拡大区域の搬入実績につきましては、7,200tで、134tの減でした。

次に、環境測定結果ですが、昨年10月に測定した3号炉の排出ガス中のダイオキシン類濃度は1㎡当たり0.0033ng-TEQであり、法規制値及びISO14001で規定している自主規制運用値を下回る結果でした。

また、昨年12月に測定しました放射能濃度測定結果につきましては、飛灰固化物が153Bq/kg、主灰が19.2Bq/kgで、いずれも国の基準値を大きく下回りました。なお、排ガス中の放射能濃度につきましても不検出となっています。さらに、敷地境界における放射線量測定結果につきましては、0.07から0.08μSv/hという結果でした。

今後も、焼却処理で発生する排ガスや焼却灰等の放射能濃度と清掃工場の敷地境界の空間放射線量率については定期的に測定を行い、速やかに公表してまいります。

2件目は、リサイクルセンターの運営状況についてです。

昨年12月末までの来館者数は2万6,310人でした。構成市で収集した粗大ごみのうち、再利用が可能なものを再生し、販売した家具や自転車等は5,297点でした。廃食器の回収状況は、延べ410人の方がリサイクルセンターへ持ち込みされました。

3件目は、地元説明会の開催についてです。

12月12日に地元説明会を開催し、9名のご参加をいただきました。

内容といたしましては、1点目は「鳥インフルエンザ発生時における対応について」でございます。万が一、近隣で鳥インフルエンザが発生した場合には、広域的な対応として、多摩清掃工場においても殺処分された鳥の焼却を行うことを説明いたしました。その中で、東京都産業労働局及び家畜保健衛生所からは「防疫措置について」の説明があり、当組合からは「多摩清掃工場の対応について」の説明をいたしました。

2点目は「町田市事業系ごみの搬入について」でございます。平成28年4月1日より、町田市の区域内である小山ヶ丘地区の事業系ごみの搬入を開始することについて説明いたしました。

3点目は「環境データについて」でございます。平成27年4月に不燃残渣の焼却を開始して以降、環境データについて問題がないということを確認いたしました。

地元説明会では、以上3点の説明をいたしました。

4件目は、地域交流事業についてです。

12月28日に、清掃活動を通して地域との交流と環境に対する関心を深めることを目的とし、12回目となる「唐木田クリーンアップ作戦」を実施いたしました。昨今、災害への対応などで地域連携の重要性が指摘されており、唐木田地域にはさまざまな企業や事業所もあることから、唐木田クリーンアップ作戦を通して、住民同士及び住民と事業所、事業所同士がさらに交流の輪を広げ、お互いの顔がわかる関係を築く機会とするために、実行委員会を立ち上げて準備を進めてまいりました。

当日は天候に恵まれ、一般参加と14の事業所からの参加、合わせて106名の参加がありました。終了後は懇親会を行い、有意義な時間を過ごすことができたことと好評でございました。

今後も、多摩清掃工場と地元地域との連携をより一層深めるため、充実化を図っていきたく考えています。

以上4件をご報告申し上げ、管理者報告といたします。

○議長（伊藤裕司君） 管理者報告は終わりました。



○議長（伊藤裕司君） 続いて、日程第5、第1号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第1号議案について、提案の理由を申し上げます。

平成27年の給与改定については、平成27年10月16日に東京都人事委員会から、公民較差0.12%解消のため給料月額平均0.1%の引き上げ、及び民間の支給状況を踏まえ、勤勉手当を一般の職員にあっては0.1カ月、再任用職員にあっては0.05カ月の支給月数の引き上げ勧告がなされました。

このことを踏まえて、当組合の給料関係を準拠している多摩市におきましては、改定勧告された東京都給

料表等に準拠して改定を行い、平成27年4月から12月までの公民較差相当分と勤勉手当0.1カ月の支給月数引き上げ分を平成28年1月29日に支給するため、平成27年12月21日の多摩市議会で議決されました。

しかしながら、当組合においては、平成27年4月から12月までの公民較差相当分と勤勉手当0.1カ月分の支給月数引き上げ分を1月29日支給に向けて、組合議会を開催するいとまがありませんでした。したがって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、当組合の職員の給与に関する条例の改正を12月25日に専決処分し、同月25日に公布したものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤裕司君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第1号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第1号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤裕司君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。



○議長（伊藤裕司君） 次に、日程第6、第2号議案「平成27年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第2号議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

今回の補正予算は、11月定例議会でご承認いただいた前年度繰越金、本年度決算見込みに基づく整理を行うものです。その結果、歳入歳出予算をそれぞれ2億7,438万2,000円増額し、総額をそれぞれ42億747万円とするものです。

まず、歳入についてご説明します。

第3款国庫支出金のマイナス34万円につきましては、循環型社会形成推進交付金の対象となる基幹設備改良工事費の確定により交付額が決定したことから、予算との差額分を計上したものです。

第4款財産収入の4万5,000円につきましては、施設整備基金積立利子の確定に伴う計上です。

第5款繰入金の11万円の増額につきましては、基幹設備改良工事へ施設整備基金を充当するため計上するものです。

第6款繰越金の2億3,176万3,000円につきましては、平成26年度決算で確定した前年度繰越金を計上したものです。

第7款諸収入の4,280万4,000円につきましては、電力会社への売電量の増加による増額分3,729万9,000円のほか、当組合及び構成市間におけるごみ処理応援体制実施協定書に基づき受け入れたごみ処理に伴う550

万5,000円を見込んだものです。

続いて、歳出です。

第2款処理場費につきましては、給料表の改正及び勤勉手当支給月額の上昇のため職員手当の不足が見込まれることから、組合管理経費を392万7,000円増額し、可燃ごみ処理費からは契約差金等を決算見込みに基づき415万7,000円減額するものです。

第4款予備費の1億1,588万1,000円につきましては、前年度繰越金確定額として計上した2分の1を予備費として計上したものです。

第5款諸支出金の1億5,873万1,000円につきましては、施設整備基金へ2,144万7,000円と財政調整基金へ1億3,728万4,000円をそれぞれ積み立てるものです。施設整備基金については、他地区ごみ処理費550万5,000円の2分の1と電力料金収入3,729万9,000円の2分の1に、その基金利子4万5,000円を加えた2,144万7,000円を積み立て、財政調整基金については、前年度繰越金の2分の1、1億1,588万1,000円に、施設整備基金と同様に、他地区ごみ処理費の2分の1と売電収入の2分の1を積み立て、1億3,728万4,000円とするものです。

これにより、平成27年度末における基金現在高は、施設整備基金が6億1,605万6,000円、財政調整基金が、設置時において積み立てた142万9,000円を加え、1億3,871万3,000円となる見込みです。

以上が歳入歳出予算の内容です。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤裕司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第2号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第2号議案「平成27年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤裕司君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（伊藤裕司君） 次に、日程第7、第3号議案「平成28年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第3号議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

内閣府の平成27年度「年次経済財政報告」によりますと、2015年1月から3月期の名目GDP成長率が、現行基準で遡及できる1994年以降、最大の伸びとなっています。地方経済に目を向けると、今回の景気動向が、大都市圏における所得の改善が先行する一方、資産効果や観光需要の影響により、消費の回復も大都市圏で先行している実態がうかがえます。平成28年度の東京都の予算査定では、税収の伸びにより前年度比約

600億円増の7兆100億円となり、予算増は4年連続となりました。しかしながら、それぞれの構成市における課題は山積しており、依然、財政状況は厳しいことには変わりはありません。

平成28年度予算編成に当たり、多摩ニュータウン環境組合では、「中期経営計画・ビジョン2017」が4年目を迎えることから、仕上げの年と位置づけ、その着実な実行と安全で安定した運営に取り組むことを基本としています。

歳入では、構成市の分担金及び負担金の抑制に努めつつ、売電収入や鉄屑等売却代の独自財源の増収に努め、さらに、売電収入及び鉄屑等売却代について、これまで雑入としていたものを、節を設け、「鉄屑等売却代」、「電力量料金収入」とし、わかりやすい予算編成を心がけました。

歳出については、公会計制度の導入等、法改正等に伴う経費以外の増加を極力抑制するとともに、計画的な施設整備の更新に努めました。

平成29年4月からは消費税が10%になります。現状の経済・財政状況に一喜一憂することなく、多摩ニュータウン環境組合は、地域の信頼と期待に応え、地域に貢献するとともに、地球環境に優しい、安全で開かれた運営に向け、着実に取り組んでまいります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算の内容について、事務局長に説明をいたさせます。

○議長（伊藤裕司君） 提案理由の説明は終わりました。

事務局長より補足説明があります。會田事務局長。

〔事務局長會田勝康君登壇〕

○事務局長（會田勝康君） それでは、平成28年度当初予算案について、資料をもとに補足説明をいたします。

資料3の平成28年度予算の概要をお開き願います。

1ページ、予算編成の基本的な考え方で、組合の予算編成方針になります。28年度は、「中期経営計画・ビジョン2017」の4年目に当たり、目標達成を視野に入れた年度として位置づけました。施設の老朽化、ごみ搬入量の減少といった傾向に的確に対応するため、施設整備基金や新たに設置した財政調整基金を十分活用しながら、運営の安定化を図ってまいります。

次の2ページでは、平成28年度予算のポイントといたしまして、①安全で安定したごみ処理体制の確保について、②環境と安全に配慮した取り組みについて、③事業評価の実施について、④補助事業について、⑤、新規といたしまして、国等の制度改正への対応について、⑥、同じく新規といたしまして、財政調整基金及び施設整備基金の運用についての6点を掲げました。特に、構成市の厳しい財政状況を踏まえ、歳入については実績と乖離の大きいものを見直し、歳出については、法改正等によるシステム変更等、必要かつやむを得ない経費を重点に予算額を計上するよう努めました。

こうした考え方で予算を編成した結果、平成28年度の予算規模につきましては18億7,235万3,000円となり、前年度に比べて1億8,227万8,000円、8.9%の減少となりました。減少額の主な要因は、清掃工場建設時の建設債である公債費の償還が順調に進み、返済額が減少したためでございます。

次に、3ページと4ページが予算の主な内容となっております。

初めに、3ページの歳入についてですが、組合の歳入の根幹である分担金及び負担金につきましては12億9,976万8,000円で、前年度に比べて0.7%の増加となりました。構成市の負担金が前年度より増額となりましたのは、繰越金の減額と八王子市の拡大区域分が諸収入に仕分けされているため、八王子市の拡大区域分を含めると、全体では1,900万円、1.2%減額となります。

八王子市の拡大区域を除く構成市別の負担金内訳については、中段の表のとおり、八王子市が4億2,535万5,000円で全体の32.7%、町田市が8,092万9,000円で6.2%、多摩市が7億9,348万4,000円で61.1%となっています。町田市が前年度より2,953万2,000円の増加となりますが、事業系の一般廃棄物の搬入が始まるためでございます。

また、国庫支出金は、引き続き基幹設備改良工事を実施することから、国の循環型社会形成推進交付金854万7,000円を見込みました。

繰入金については、交付金対象事業の基幹設備改良工事に、一般財源からの負担を軽減するため、施設整備基金を8,199万1,000円取り崩す予定としております。

諸収入につきましては3億6,578万5,000円で、そのうち売電収入については、これまで東電の単価で積算していたものを運転計画の実績値から3,017万6,000円増と見込みましたが、鉄屑等売却代が相場の下落により1,460万9,000円減少、八王子市の拡大区域ごみ処理費が減少したことによる2,752万1,000円の減少となり、トータルでは、前年度と比べ1,209万8,000円、3.2%の減少となっています。

なお、電力量料金収入と鉄屑等売却代については、その金額や変動幅の関係から影響が大きいため、平成28年度から予算、決算における見える化を図るため、雑入の中にそれぞれ節を設定しました。

次に、4ページの歳出についてです。

議会費は、隔年実施の宿泊を伴う視察の年ということで、54万9,000円の増加となります。

処理場費は14億9,860万円で、前年度に比べて1.3%の減少となっています。このうち、組合管理費においては、主なものには記載されておりませんが、行政不服審査法の改正に伴い、行政不服審査委員の報酬を新たに10万4,000円計上しました。同じく委託料では、施設見学をできる範囲で職員が実施することにより14万8,000円の減少とする一方、新公会計制度導入のための委託料を348万8,000円と現行の財務会計システムとの連携のための改修料を64万8,000円、合計449万6,000円皆増として記載し、マイナンバー管理システム借上料43万2,000円も新たに計上しました。

清掃工場管理経費においては、電話交換機等保守点検委託料については、保守点検より、壊れたときには買いかえのほうがコストがかからないことから、今後実施しないこととし、176万5,000円を減額としました。

運転維持補修費では、低負荷運転による炉の停止期間を減らすことにより、停止期間にかかる光熱水費を削減できるため、1,164万6,000円の減少とし、基幹設備改良工事については、最終年に当たりますが、過去2年間にわたる事業前倒しにより、9,838万9,000円減少の3,661万1,000円となりました。

次に、公債費は、償還が順調に進み、2億8,130万2,000円で、前年度に比べて1億7,792万7,000円、38.7%の減少となりました。

なお、公債費につきましては、この平成28年度で償還が終了いたします。

最後に、5ページの基金及び地方債の状況についてでございます。

施設整備基金については、原資として売電収入の4分の1の3,850万円、運用利子として22万4,000円を積み立てます。財政調整基金については、原資として同じく売電収入の4分の1の3,850万円、運用利子として3万円を積み立てます。

平成28年度の当初予算の補足説明については、以上でございます。

○議長（伊藤裕司君） 補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

及川議員。

○1番（及川賢一君） 私から、予算について何点か質問させていただきたいと思います。

歳出のところを見ると、公債費の返還が今年度で終了するというので、公債費が1億7,792万円の減となっています。本来であれば、公債費の返還が完了すれば、その分、各構成市の負担金、分担金というのは減っていくかと思うんですけども、この分担金を見ると前年比でさほど変化がないと。公債費が減ったほどには変化がない。今後予想される、この拡大区域のごみ量の減少であったりとか、売電価格の値下げ、施設整備基金、財政調整基金の積み立てなどを考慮しますと、将来の負担というのは、減っていくどころか、ふえていく可能性のほうが高いと。すなわち、今年度で公債費が完了して、来年度はゼロになったとしても、そんなに分担金というのは減っていかないのではないかとということが予想されるんですが、今後、この借金を返し終わった後、さらに経営を安定させるための施策としてどういったプランを用意されているのか、その点についてまずお聞かせください。

また、この経営を安定させるというか、分担金を減らすというところとつながってくると思うんですけども、財政調整基金、先ほど補正予算の説明でもありましたが、今後積み立てていく。果たして、この財政調整基金というのは何年間で積み立てが終わるのか。財政調整基金を積み立てて、その目標額に届くまでの間は、その分担金というのは減っていかないわけですから、果たしてその財政調整基金というのを積み立てるまでに一体何年かかるのか、その見通しについてもあわせてお聞かせください。

○議長（伊藤裕司君） 會田事務局長。

〔事務局長會田勝康君登壇〕

○事務局長（會田勝康君） お答えいたします。

まず、第1問につきましてお答えいたします。

28年度予算の中で、ご指摘のとおり、公債費につきましては前年度比で1億7,792万7,000円の減少となりましたけれども、その一方で、歳入の繰越金が前年度比で1億3,411万9,000円の減少となっていることととか、工事請負費総額には大きな変動はない中で、国庫補助対象外となっております工事の増加などから、分担金及び負担金は前年度比852万1,000円の増額となっております。しかしながら、構成各市の負担金の内訳を見ますと、ごみ搬入量の減少が見込まれる八王子市は2,099万1,000円の減少、28年度に新たに事業系一般廃棄物の搬入が始まります町田市は2,953万2,000円の増額、ごみ量が減少傾向にある多摩市につきましては2万円の減少となっている状況でございます。

今後、公債費につきましては、28年度に2億8,130万2,000円を償還することで完済されることから、29年度以降の負担は大きく軽減されるということになりますので、分担金、負担金の減少につながっていくというふうに考えてございます。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、今後も厳しい財政運営が見込まれるということから、歳入歳出面の改善にはより一層努力してまいり所存でございます。構成市の負担金に与える影響をできる限り減らし、安定した経営状況を維持するため、より一層の経費の削減、効率的な清掃工場の稼働、低コストに向けた資材等の調達に向けまして努めてまいりたいと考えてございます。

また、売電単価の高い時期の発電を考慮いたしまして、低負荷運転による発電を継続いたしまして、年末年始も炉を稼働させて、売電収入のさらなる確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、ご質問の2番目の財政調整基金の関係でございます。

昨年7月に開催されました多摩ニュータウン環境組合議会臨時会でお認めいただきまして、新たに設置されました財政調整基金につきましては、その積立原資といたしまして、決算剰余金の2分の1以上、そして売電収入の2分の1を限度として、その中で施設整備基金と分配をするもの、さらに予算計上した鉄屑売却代に余剰が生じたときの2分の1、そのほかにも八王子市の拡大区域は含まない他地区ごみ処理費について

施設整備基金が目標額を超えた場合の充当、そして財政調整基金の運用益を充てるという予定でございます。そのようなことから、ご質問の積み立ての完了時期につきましては、本組合の厳しい財政状況、そして売電収入につきましても、本工場に対する固定価格買取制度の対象期間が平成30年12月で完了すること等を考えますと、目標額としております7億円をいつまでに積み立てられるかということにつきましては、申しわけございませんけれども、現段階では何年後というはっきりとした見通しを現在申し上げられる状況にはございません。しかしながら、長期間を要しながらも着実に積み立てていきたいというふうに考えてございます。

○議長（伊藤裕司君） 及川議員。

○1番（及川賢一君） もろもろ答弁、ありがとうございます。引き続き、経営の安定化と財政調整基金について質問したいと思います。

財政調整基金については目標が7億円で、これから先、長期間かけて積み立てていくということだったんですけれども、どれぐらいかかるかというのはわからないと。わからないということは、かなり長いこと財調を積み立てていくのかなというふうに思っていて、また、その先通しが見えないくらい、そんなに余裕がある経営ではないんだということも、今の答弁から何かわかったような気がします。

その経営を安定させるためには、ごみの量がどんどんどんどん減ってきて、その分、入ってくるお金が少なくなっているわけですから、もうちょっとごみを受け入れるエリアを拡大して、ごみの量をふやすということも考えなければならない時期に来ているのかなというふうに思っています。その拡大区域を広げるためには、地元の方の理解というのも必要ですし、また、何でこの多摩ニュータウン環境組合にごみを持ってこなければいけないんだと、その周りの拡大される区域にごみを持ってくるための理由も用意してあげる必要があるというふうに思うんですね。

地元の理解については、これから先、地元説明会とかの準備も進められているということなので、ぜひ理解が得られるように進めていただきたいというふうに思うんですけれども、仮に、ごみをふやしたいんですけれどもと地元の人々にお伺いを立てるにしても、ごみを受け入れる区域をふやしたいのはわかるけれども、持ってくる場所はいるのかと。多摩ニュータウン環境組合でごみの区域を拡大しますよといったときに、持ってきてほしいという近隣市はいるのかというふうに聞かれたときに、どう答えるのかというところが気になるんですね。これまでは他の清掃工場に持ち込んでいたごみを多摩ニュータウン環境組合に持ってくる、搬入させるために、どんな施策が考えられているのか、そのプランについて、まずお伺いします。

例えば、他市から新たにニュータウン環境組合にごみを持ってこさせる——こさせると言うのはちょっと変かもしれないですけども、ごみを持ってくるためのアイデアとして、公債費の返還が終わって、来年度以降、分担金も減ってくるということだったので、例えば、この売電価格も高く、なるべく今のうちにごみを持ってきてもらう分には、さほど高くない、安い値段でごみを受け入れることができますよとか、その受け入れ価格を下げたおいて、受け入れ価格を下げられる状況にあるうちに他市からのごみの受け入れに声かけをしてみるとか、検討してみるとということも考えていいタイミングなのではないかというふうに思うんですけれども、その点について事務局のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、財政調整基金についてなんですけれども、そもそもこの財政調整基金というのは、処理工場にトラブルが発生した場合、そういった緊急時の備えとして積み立てている、そういったものだというふうに認識しています。ただ一方で、先ほどの答弁にもあったように、目標額の積み立てまでにはどれぐらい時間がかかるかわからないと。長期間かかるというふうにおっしゃっていたわけなんですけれども、目標額まで届かないのであれば、緊急時の備えとしての機能を果たさないのではないかということが懸念されます。目標額に到達する前に、では何か緊急事態を迎えてしまった場合、その場合の対応というのはどうなっているのか、

まずそこについてお聞かせください。

その対応する体制が整っていない、何か起こった場合に目標額に足りていない、7億円に足りていないから対応できないよというのであれば、すぐにでも財政調整基金を目標額まで持たせる必要があるのではないかとこのように考えるんですけれども、その点についてもお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、もし、その緊急時の備え、今7億円に足りていないんだけど、何かあったときには十分対応できますよという、その対応策が十分に既にとられているのだとするならば、そもそも財政調整基金というのは持つ必要がないのではないかとこのように考えることもできるわけなんですけれども、その場合、なぜ基金を積み立てる必要があるのかについて、改めてお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤裕司君） 會田事務局長。

〔事務局長會田勝康君登壇〕

○事務局長（會田勝康君） お答えいたします。

まず、拡大区域の関係でございます。本清掃工場の現施設の建設を計画したときと現状とを比較いたしますと、多摩ニュータウンの入居総人口が大幅に下回っているということに加えまして、ごみの減量化の進展によりまして、搬入ごみ量につきましては、当初予測されていた量の半分以上と大きく下回ってございます。そのようなことから、ごみの焼却量は、私ども、2炉持っている施設でございますけれども、現在は1炉での運転という状況になってございます。しかしながら、今後ともごみ減量は引き続き進んでいくということが予測されてございます。そのようなことから、本組合と構成市では、この清掃工場の現在のごみ処理機能を著しく損なわないために必要なごみ量を確保する。そのためには、多摩ニュータウン区域以外へもごみ処理区域の拡大・再編が必要であるということの共通認識に立ちまして、その実現に向けまして、地域住民の皆様のご理解を得ながら検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。ちょうどあさって、祭日に、地域住民の方に検討経過の途中報告ということで、この辺について、処理機能を著しく損なわないために必要なごみ量はおおむね5万4,000 t以上というようなことの説明をしてみたいというふうに考えているところでございます。

次に、この近隣市はどうかと、その対象の近隣市はどうかということでございます。それには、ごみ処理費を下げるなどしてという話でございますけれども、そのごみ処理費を下げることににつきましては、これは構成市の負担の減額に直結することでございますので、本組合といたしましては、経費の節減ですとか歳入の確保に向けて引き続き努力してまいるといふ所存でございます、公債費の減以外にですね。

それでは近隣市からのごみ搬入ということでございますけれども、本清掃工場で恒常的にごみを処理することになりますと、構成市同様、多摩ニュータウン環境組合に加入していただくということが、これは原則ということでございます。そうなりますと、ごみ処理区域についての規約変更のために、加入される市も含めて、各構成市の議会の議決をいただくなどの諸手続が必要となりますけれども、現在、本組合に実は加入したいというお話はまだ伺っていないところでございます。

ただ、これまで近隣市からのごみ搬入は実績がございます。ただ、そのケースにつきましては、二枚橋の清掃工場の終了の際の調布市、それから多摩川衛生組合からは工場施設が故障したときにおける受け入れというのがございましたけれども、これらのケースにつきましては、実は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱という、この要綱に基づきまして、一定のルールに従った中での対応ということと、それから地元の方々も困ったときはお互いさまだということでご了承いただいて、受け入れてまいったというふうなものでございます。また、現在、そのようなお話も伺っておりませんが、もしそのような状況が生じ、受け入れの依頼等があれば、まさに困ったときはお互いさまということで、多摩ニュータウン環境組合といたしまして

は前向きに考えていくという所存でございます。

次に、財政調整基金の積み立ての期間、あるいはその必要性というようなことで、ちょっと時間がかかり過ぎるということでございますけれども、財政調整基金につきましては、工場操業のトラブル等の緊急時にどう対応するかという点につきまして、これまでは施設整備基金を中心に実は考えてきたという経過がございます。しかし、施設整備基金は、ご案内のとおり、施設の改修ですとか修繕といった目的にしか使えないということで、工場停止期間中、ほかでごみ処理をする費用、それからその運搬費用等が必要となりますけれども、緊急時以外におきましても、今回、平成27年度補正予算で計上いたしましたように、人事委員勧告に基づく人件費等の増加ですとか、構成市負担金の著しい変動に対する調整弁という役割も財政調整基金は持っておりますので、そういった点からも財政調整基金の設置が必要と考えてきた経緯がございます。

もし、では何か不測の事態があった場合、それに対応するための予備費ですとか一時借入金でも不足する場合は、構成市へお願いするしかないということですが、財政調整基金がありますれば、構成市の負担はそれだけ軽減される、あるいは構成市がその手続とか予算措置に要する期間をつなぐ財源にもなるという使い方ができるわけでございます。

確かに今回、平成27年度で1億3,800万円ほどで、28年度の増減見込みでは決算剰余金を見込むわけにはならないということですので、累計では1億7,700万円ほどという形でございますけれども、今後、時間はある程度かかったとしても、財政調整基金があることの効果はいろいろな場面で十分見込めるものと考えております。それを踏まえた上で目指すべき最終形といたしましては、予想される最悪の事態、工場の操業が一定期間とまった場合でも、他の工場でごみを処理する費用、運搬費用等を見込んで、7億円まで、時間はかかりましても積み立てていくことが必要というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤裕司君） ほかに質疑はございませんか。

藤田議員。

○6番（藤田 学君） 私のほうからは、まず、質問の前に、財政調整基金の設立、あるいは電力量料金収入の項目立て等、議会等からの意見に即座に対応いただきましたことを敬意と感謝を申し上げたいと思います。その2点について質疑をさせていただきます。

まず、電力量料金収入について、28年度の算出根拠と、電力自由化等を見据えて今後の見通しをお伺いいたします。

そして、今、財政調整基金のほうで質疑がありましたけれども、私のほうからは改めて、財政調整基金、確かに緊急のときの対応等がありますけれども、この一つの設立の理由として、繰越金が余りにも多くて、その対応等も含めて、今後の構成市等の負担等も見据えた上で、財政調整基金が設立されたというふうに私は理解をしております。そういう意味で、財政調整基金、施設整備基金の積み立ての、いわゆる4分の1、それぞれ4分の1としての歳出根拠と、そして今後、その目標とする7億円に向けて、施設整備基金との関係、繰越金との関係等も含めて、今後の見通しを改めてお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（伊藤裕司君） 會田事務局長。

〔事務局長會田勝康君登壇〕

○事務局長（會田勝康君） お答えいたします。

まず、電力量収入の算出根拠と電力自由化後の今後の見通しの点でございます。電力の売却につきましては、平成20年度から実は入札制度というのを導入いたしまして、今、入札により最も高い業者に売っている

という状況でございます。平成25年度からは、固定価格買取制度の対象ということで増収を図ってまいったというものでございます。

平成28年度の予算編成に当たりましては、ごみ搬入予測から運転計画を作成いたしまして電力量を算出するとともに、季節ですとか時間帯ごとに異なる単価を近年の実績に基づき設定いたしまして、この2つを掛け合わせて算出しております。

今後の関係でございますけれども、平成28年4月からは、一般家庭向けの電力販売が自由化されまして、新たな小売電気事業者の参入が予定されてございます。その見通しといたしまして、本清掃工場では、今後の見通しとして、平成30年12月まではこの固定価格買取制度が適用されますので、一定の収入が確保できるものというふうに見込んでございますが、その後の見通しでは、この小売電気事業者などは価格競争から仕入れ価格を抑えるということも予想されます。競争入札という中でそういうムードが広がれば、これまで以上に売電収入は厳しくなるものというふうに想定はしてございます。ただし、その入札制度については、固定価格買取制度の適用後も継続してまいる予定ではございます。

それから、財調と施設整備基金のその積み立て根拠、それから目標等の関係でございますけれども、財政調整基金の原資につきましては幾つかございますけれども、今回の当初予算では売電収入のみで計上させていただいております。なぜならば、鉄屑の売却代は、近年、中国の関係も言われていますけれども、相場に左右される危険性が非常に高く、また、故障時の緊急対応でございます他地区ごみ処理費は、その量まであらかじめ見込むということは不可能ということ。そして、一番大きな収入になるかもしれませんが、決算剰余金については、これは決算時に計上することになります。そして、先ほどご質問いただいたように、そうはいつでも余りに大きな剰余金をしないように、補正予算等でもこれは十分精査を図ってまいりますけれども、以上のことから、予算編成に当たりましては、売電収入の2分の1を限度といたしまして、施設整備基金と財政調整基金に振り分ける。それから、残りの2分の1は当該年度の財源という形でいたしてまいります。28年度は、財政調整基金創設後の初の当初予算ということですから、施設整備基金と財政調整基金の振り分けは50%ずつという形で考えております。

財政調整基金の積み立て目標額は7億円ということでございますけれども、電力の固定価格買取制度が終了いたします平成30年12月以降、売電収入が減りまして、当初予算における繰越額の見込み額も減少すると。それにも影響するというふうにご想定されておりますので、27年度は決算剰余金もありまして1億3,000万円ほどの積み立てができましたけれども、今後、同様な積み立てということは非常に難しいというふうにご考えてございます。

もう一つの基金であります施設整備基金は6億円が目標額ですけれども、既に目標額に達しておりまして、今後、長期修繕等で取り崩すということもありますけれども、取り崩した額に近い額を積み立てることは可能ということと考えております。このことから、基本的に、施設整備基金が目標額の6億円を超える場合は、その分を財政調整基金へ回していくことができますので、長期間に及ぶというふうには思っておりますが、できる限り早く7億円を達成したいというふうにご考えております。

そのごみ量の影響の関係、それから構成市負担金との関係等についてでございますけれども、財政調整基金と施設整備基金の積み立て予測ということでは、ごめんなさい、繰り返しになりますが、施設整備基金については既に目標額に達していると言っていい状況でございますので、財政調整基金は目標額に向けて積み立てというのは非常に厳しい状況ではございますけれども、そのような中で売電収入につきましては独自財源として最も大きなウエイトを占めてございますので、構成市の負担金によらず、基金を積み立てるに当たり期待しているところでございますけれども、ごみそのものが減ってしまつては発電自体にも大きな影響が

出てくるということですので、ごみ処理区域の再編というのは重要な課題として今後考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（伊藤裕司君） 藤田議員。

○6番（藤田 学君） 一部、答弁もありましたが、この電力の売電収入、あるいは繰越金、今質問させていただいた財政調整基金、整備基金と、あと構成市の負担金等は、この2つというのは、今質問したのはかなり関連してくるということで、一括してまた再質疑させていただきたいと思っておりますけれども、先ほどから出ていますように、将来予測されるごみ量の影響、そして今言った売電収入と財政調整基金、設備整備基金の積み立ての予測と、改めて、これから今、説明会が始まっておりますけれども、処理区域の再編を絡めて、そして今後の構成市の負担金、繰り越し等に絡んでくるかと思いますが、その部分がどういうふうに考慮されて、今回、この28年度の予算に落とし込まれているのかを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤裕司君） 會田事務局長。

〔事務局長會田勝康君登壇〕

○事務局長（會田勝康君） ごみ処理区域の再編の関係でございますけれども、ごみの減量が、先ほど来、申し上げますように、減少傾向が続くということの中で、ごみ処理区域の再編というのは、将来にわたりまして本清掃工場が著しく機能を損なわない程度のごみ量を確保することとあわせて一定の発電量を確保できれば、この財政調整基金にも大いに資することになり、継続的な積み立ても可能ということでございます。

28年度予算との関係でございますけれども、この自主財源であります売電収入は1億5,400万円と見込んでございます。これは前年より3,017万6,000円の増となっております。当初予算におきましては、この2つの基金にそれぞれ3,850万円を計上しまして、あらかじめ積立額を確保することにしております。

今後の構成市の負担金につきましては、それらの複合的な要因による影響が大きいものというふうに考えますけれども、28年度予算では、負担金の重量割部分の占める割合が大きいということですから、搬入量の減少が予測される八王子市は前年度比約2,100万円の減少となりまして、先ほども申し上げました新たに事業系一般廃棄物が搬入されます町田市は3,000万円の増加、そして多摩市はほぼ前年同様というような額ということの中で、今回の28年度予算というものを見積もらさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤裕司君） ほかに質疑はございませんか。

向井議員。

○7番（向井かおり君） 向井かおりです。

新年度予算は、ビジョン2017の目標達成を視野に入れた年度と位置づけられていますけれども、計画の重点目標、多摩清掃工場あり方検討がここまでどのような場で検討されてきたのか、また、これまでの議論から得た現時点での成果がどのようなものかをお知らせください。

また、現在、2市で進められている新たな清掃工場建設計画における、現時点での炉の規模もお示しく下さい。

○議長（伊藤裕司君） 會田事務局長。

〔事務局長會田勝康君登壇〕

○事務局長（會田勝康君） お答えします。

まず、最初のご質問の「中期経営計画・ビジョン2017」の柱の一つになってございます多摩清掃工場のあり方検討につきましては、平成23年11月に発足しました多摩清掃工場あり方ワーキングで検討することとし

まして、構成市と多摩ニュータウン環境組合の課長以下の職員を構成員といたしまして、長期修繕計画ですとか負担金算定方法の見直しなど、ビジョン2017の重点プログラム、17項目に沿いまして、施設・運転計画検討チームと、それから財務・組織検討チームに分かれまして、26年の6月まで検討してまいりました。

その検討結果といたしましては、長期修繕計画、それからLED照明の導入、それから不燃残渣の資源化による埋め立て残渣の削減、安定したごみ処理体制のための財政調整基金の設置など、目標が達成できたものもございますれば、負担金算定方法の見直しですとか区域の再編、地域協議会の立ち上げなど、継続事案となっておりますものがございます。

次のご質問の八王子市、町田市における清掃工場の炉の規模についてでございますけれども、町田市につきましては、計画上、258tというふうに向っております。それから、八王子市につきましては、基本計画の中で200t未満ということで向っておりますけれども、今後の基本設計におきまして、その人口の動向等をいろいろ考慮されて、規模等を決定されるというふうに向っております。

以上でございます。

○議長（伊藤裕司君） 向井議員。

○7番（向井かおり君） ありがとうございます。今のお話から、八王子がこれから基本設計をするにしても、先ほど継続事業であるとおっしゃった区域再編の話に見通しをつけることというのが不可欠であるのだなと受けとめました。

それで、ビジョン2017というのは多摩ニュータウン環境組合の経営の計画なんですけれども、これは立てた計画は着実に遂行していただかなければならないんですけれども、それ以上に、各市の市民の関心事というのは、各市、あるいは組合が持つ清掃工場が、今後、どのような規模で、機能の分担も、あるいは連携とこのを行っていくのかという相関関係で、総合的なごみ処理体制の全体図を知りたいと市民は話しています。中期経営計画をよりよい形で更新するためにも、当議会及び構成各市議会には、これまで見えにくいと指摘されてきた兼任者会議での議論の経過など、定期的な情報提供と共有を求めたいと思います。お考えを伺います。

○議長（伊藤裕司君） 會田事務局長。

〔事務局長會田勝康君登壇〕

○事務局長（會田勝康君） 兼任職員会の関係についてお答えさせていただきたいと思います。

兼任職員会は、多摩ニュータウン環境組合と構成3市間におきまして、この多摩清掃工場、多摩ニュータウン環境組合の管理運営に当たりまして必要となります議会付議案件の調整ですとか、それから環境組合の管理運営、それから構成市に共通する清掃行政等、こういったものについて情報共有ですとか報告、連絡、調整等を行う場という形の中で、それぞれの部長、課長、係長職が出席いたしまして、構成市の議会開催月を除きまして、年8回という形の中で開催してございます。

その中で、今お話がございましたように、区域の再編を初めまして、今後の多摩清掃工場のあり方等の課題につきましても検討、協議をすることももちろんございますけれども、この兼任職員会は、意思決定機関という性格の組織ではございません。前述のような内部的な会議の場というようなことから行っておりまして、公開等はこれまでいたしてきておらないというところでございます。しかしながら、その兼任職員会で話し合われました内容につきましては、当議会及び各構成市におかれましても、適宜、庁内並びに議会に対して情報共有を図っていかれるものというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤裕司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第3号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第3号議案「平成28年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算」を挙手により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤裕司君） 全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（伊藤裕司君） この際、日程第8、第4号議案「多摩ニュータウン環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第9、第5号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第4号議案と第5号議案につきまして、あわせて提案の理由を申し上げます。

これについては、ともに地方公務員法の改正に伴う改正となります。人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されるための改正を行い、あわせて行政不服審査法の施行に伴う所要の改正も行うものです。

勤務時間、休日、休暇等に関する条例については、法第24条第2項の削除に伴い、項番号が変更されることから、当該条例が引用する関連条文の整理を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤裕司君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

なお、討論、採決は2案に分けて行いますので、ご了承いただきたいと思っております。

これより第4号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第4号議案「多摩ニュータウン環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤裕司君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより第5号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第5号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤裕司君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（伊藤裕司君） 続いて、日程第10、第6号議案「多摩ニュータウン環境組合行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第6号議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

本組合の電柱等の使用料は、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例に準拠しております。平成26年4月に東京都が、受益者負担の適正化を図るため、平成25年度固定資産税評価額をもとに道路占有料を改定したことから、多摩市がこれに合わせて平成27年4月に行政財産の使用及び使用料に関する条例を改正しました。本件は、この改正に合わせて別表の電柱使用料を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤裕司君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第6号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第6号議案「多摩ニュータウン環境組合行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤裕司君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（伊藤裕司君） 続いて、日程第11、第7号議案「多摩ニュータウン環境組合行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第7号議案について、提案の理由を申し上げます。

平成26年6月に行政不服審査法が、公正性及び使いやすさの向上並びに国民の救済手段の充実及び拡大等の観点から、全部改正されました。これにより新たな第三者機関の設置が求められたことから、多摩ニュー

タウン環境組合におきましても、審査庁からの諮問を受け、答申する組織として対応するための審査会設置の条例を設置するものであります。

なお、委員の報酬につきましては、本条例の附則として、多摩ニュータウン環境組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の第1条中、「情報公開審査会委員」の次に「行政不服審査会委員」を加え、第2条の表中、「情報公開審査会委員 日額 11,000円」を「情報公開審査会委員 日額 11,000円 行政不服審査会会長 日額 12,800円 行政不服審査会委員 日額 11,000円」に改めます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤裕司君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第7号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第7号議案「多摩ニュータウン環境組合行政不服審査会条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤裕司君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（伊藤裕司君） 続いて、日程第12、第8号議案「多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第8号議案について、提案の理由を申し上げます。

当組合の個人情報の保護については、多摩ニュータウン環境組合個人情報保護規程を平成25年4月に制定し、対応を図ってまいりました。当時、条例ではなく、規程にした理由といたしましては、個人情報保護法及び同施行令が5,000件以上の個人情報を取り扱う民間事業者を対象としており、当組合は対象数が200件と少ないことから、条例化の必要はないが、内部の事務を定める必要はあるとの考えから、規程を定めたものであります。

しかしながら、平成28年1月からのマイナンバー利用開始に伴い見直しを行った際に、現行の規程には権利義務の制限に当たるものが含まれるため、個人情報の適正な取り扱いを確保するためには条例を定める必要があると判断したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤裕司君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第8号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第8号議案「多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤裕司君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（伊藤裕司君） 次に、日程第13、第9号議案「多摩ニュータウン環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第9号議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

これについては、行政不服審査法の改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改正するものです。

また、行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定により、審理員を指名しない条文を追加いたします。

なお、あわせて、多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の制定に伴い、審査会の名称を「情報公開・個人情報保護審査会」と改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤裕司君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第9号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第9号議案「多摩ニュータウン環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤裕司君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（伊藤裕司君） 次に、日程第14、第10号議案「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第10号議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

ます。

これについては、多摩ニュータウン環境組合が加入する東京都市町村議会議員公務災害補償等組合におきまして、健全な財政運営の観点から、内部努力の一環として組合議員定数の削減を行い、また、組合が処理する事務は議員の公務災害に対する補償等であることから、組合の議員は構成団体の議長からのみ選任することとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤裕司君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第10号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第10号議案「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤裕司君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（伊藤裕司君） 次に、日程第15、第11号議案「多摩ニュータウン環境組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第11号議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

労働者災害補償保険法施行令の改正に伴い、地方公務員災害補償法施行令の一部改正が平成28年1月22日に行われました。本件は、この改正に伴い、条文中の関係する規定を改正するものです。

内容でございますが、地方公務員災害補償法による傷病補償年金及び休業補償について、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤裕司君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第11号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤裕司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第11号議案「多摩ニュータウン環境組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（伊藤裕司君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（伊藤裕司君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後3時16分閉会

多摩ニュータウン環境組合議会 議長 伊藤 裕司

議員(8) 遠藤 ちひろ

議員(9) あらたに 隆見